

福井県報

第 2904 号
平成 30 年
3 月 6 日 (火)
火・金曜日 発行
1 月 1800 円 郵送料共

目次

告示

○救急業務に係る医療機関の認定 (九)

○坂井保健所

○住宅確保要配慮者居住支援法人の指

定 (九一・建築住宅課)

公告

○大規模小売店舗立地法の規定による

大規模小売店舗の新設の届出 (産業

政策課)

○公共測量の実施 (土木管理課)

告示

福井県告示第 90 号

救急病院等を定める省令 (昭和 39 年厚生省令第 8 号) 第 1 条第 1 項の規定に基づき、消防法 (昭和 23 年法律第 186 号) 第 2 条第 9 項の救急業務に係る医療機関を認定したので、同令第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 30 年 3 月 6 日

福井県知事 西川 一誠

- 1 区分 救急病院
- 2 名称 木村病院
- 3 所在地 あわら市北金津第 5 7 号 2 5 番地
- 4 認定の有効期間
自平成 30 年 4 月 1 日
至平成 33 年 3 月 31 日

福井県告示第 91 号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律 (平成 19 年法律第 112 号) 第 40 条の規定により住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第 41 条第 1 項の規定により次のとおり公示する。

平成 30 年 3 月 6 日

福井県知事 西川 一誠

- 1 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称および住所

公告

特定非営利活動法人まちかど保健室

福井市二の宮三丁目 4 番 1 4 号 2 F

2 支援業務を行う事務所の所在地

福井市二の宮三丁目 4 番 1 4 号 2 F

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、同法第 3 項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告の日から 4 月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

平成 30 年 3 月 6 日

福井県知事 西川 一誠

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 (仮称) アクロス芝原店
越前市芝原三丁目 1 字東江崎 1 番 外 1 8 筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

株式会社クスのアオキ

代表取締役 青木 宏憲

石川県白山市松本町 2 5 1 2 番地

大和情報サービス株式会社

代表取締役 藤田 勝幸

東京都千代田区飯田橋二丁目 1 8 番 2 号

3 大規模小売店舗において小売業を行う主な者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

株式会社クスのアオキ

代表取締役 青木 宏憲
石川県白山市松本町 2 5 1 2 番地
株式会社ソーネット

代表取締役 山崎 繁樹

福井県越前市小松 2-19-9

カワイ株式会社

代表取締役 河合 雄二

福井県越前市上太田町 29-15-1

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成 30 年 10 月 23 日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,280 m²

6 駐車場の収容台数 97 台

7 駐輪場の収容台数 65 台

8 荷さばき施設の面積 7.5 m²

9 廃棄物等の保管施設の容量 11.0 m³

10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻

開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 午前 0 時

11 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8 時 30 分から午前 0 時 30 分まで

12 駐車場の自動車の出入口の数

2 か所

13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時から午後 10 時まで

14 届出のあった日

平成 30 年 2 月 22 日

15 届出の縦覧場所

(1) 福井市大手 3 丁目 1 7 番 1 号

福井県産業労働部産業政策課

(2) 越前市府中 1 丁目 2 番 3 号

越前市産業環境部商業・観光振興課

16 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧できる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

17 意見書の提出先

福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部産業政策課

測量法(昭和24年法律第188号)第3

9条において準用する同法第14条第1項の規定により、敦賀市より公共測量の実施についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

平成30年3月6日

福井県知事 西川 一誠

1 測量計画機関の名称

敦賀市

2 作業の種類

公共測量(道路台帳図作成)

3 作業の期間

平成30年3月5日から平成30年3月30日まで

4 作業の地域

敦賀市一円

平成三十年三月六日印
平成三十年三月六日発

刷

発行人
印刷人千九一〇一八五八〇
千九一〇一〇八五八福井県福井市大手三丁目十七番一号
福井県福井市手寄二丁目十五一二十七福井県
株式会社印刷所

☎ 三三三二番